

○山梨県警察ホームページ運用要領の制定について

〔令和2年3月19日〕
〔例規甲（務戦略）第81号〕

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察における情報発信活動をより効果的に推進するため、インターネット上に開設する山梨県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

県警ホームページの運用に当たっては、山梨県警察広報活動要領の制定について（平成27年4月1日付け、例規甲（総セ）第6号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 管理体制

1 運用管理者

- (1) 山梨県警察に山梨県警察ホームページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務室総務課長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、県警ホームページの円滑な運用及び適正な管理に当たるものとする。

2 運用管理補助者

- (1) 運用管理者の下に運用管理補助者を置き、総務室総務課県民広報相談センター所長をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、運用管理者を補佐するとともに、定期的に県警ホームページの構成等を検討し、正確かつ効果的な情報提供に努めるものとする。

3 ホームページ管理者

- (1) 各所属にホームページ管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) ホームページ管理者は、所属が作成した県警ホームページ（以下「所属ホームページ」という。）について、利用者が常に正確な情報を閲覧できるよう、その管理する所属ホームページにおける情報の取扱いについて責任を負うものとする。

4 ホームページ掲載監督者等

県警ホームページにおいて取り扱う全ての情報の管理を適正に行うため、ホーム

ページ掲載監督者及びホームページ掲載担当者を置き、それぞれ次の者をもって充てる。

ア ホームページ掲載監督者 各所属の次席等、副校長、副署長及び次長

イ ホームページ掲載担当者 総務室総務課県民広報相談センター広聴・広報担当所長補佐並びに各所属の庶務担当者及び警務係長

第4 運用管理

- 1 県警ホームページの運用管理は、山梨県行政情報ネットワークに接続された、いわゆる財務端末、電子申請端末等により行うものとする。
- 2 ホームページ管理者は、山梨県が県警ホームページ運用のために提供するシステム（以下「システム」という。）により、所属ホームページの管理を行うものとする。
- 3 ホームページ掲載監督者は、所属ホームページを公開し、又は公開を停止するときは、その内容を確認し、システムにより運用管理者に承認申請を依頼するものとする。
。
- 4 運用管理者は、承認申請を受理したときはその内容が掲載等に適切か否かを検討し、適切と認められるときは速やかに承認するものとする。
- 5 運用管理者は、県警ホームページに掲載することが必要な情報と認めたときは、関係所属長に対し当該情報に係るホームページの作成を依頼することができるものとする。
- 6 運用管理者は、利用者に誤解を与えるなど不適切な情報を認めたときは、関係所属長に対し修正、公開の停止又は削除を指示するものとする。
- 7 運用管理者は、6にかかわらず緊急を要すると判断したときは、その情報の修正、公開の停止又は削除をすることができる。
- 8 ホームページ掲載担当者は、山梨県ホームページ作成ガイドライン（ウェブアクセシビリティ編）（平成29年2月、広聴広報課発行）に基づき、情報の掲載及び更新を所属の中心となって行うものとする。

第5 問合せフォーム

- 1 ホームページ管理者は、システムを利用して問合せフォームを作成し、掲載することができる。

- 2 ホームページ掲載監督者は、問合せフォームを使用して寄せられた要望、意見、質問等を受信したときは、速やかに対応するものとし、必要により関係所属のホームページ掲載監督者に転送するものとする。
- 3 問合せフォームを使用して寄せられた要望、意見、質問等の転送を受けたホームページ掲載監督者は、速やかに対応するものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 システムの運用に関する各種申請、協議等を行うときは、運用管理者を通じて行うものとする。
- 2 県警ホームページへの情報の掲載に当たっては、個人情報等の保護及び知的所有権の侵害に留意するものとする。